

大野市飲用井戸等衛生対策要領

（目的）

第1 この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられることにかんがみ、飲用に供する井戸等の給水施設（以下「飲用井戸等」という。）の適正な管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策の指導及び啓発に必要な事項を定めることにより、飲用井戸等の総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2 飲用井戸等の衛生の確保は、飲用井戸等を設置しようとする者又は飲用井戸等の設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）が自らの責任において実施するものとする。

2 市は、飲用井戸等の管理における衛生の確保が図られるよう設置者等に対し、適正な管理の指導・助言を行うものとする。

（対象施設）

第3 この要領において対象とする飲用井戸等は、次に掲げる施設のいずれかであって、水道法（対象；水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（対象；特定建築物）等の適用を受けないものとする。

(1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。）

(2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。）

(3) 水道法に規定する水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽を有する施設（以下「小規模貯水槽水道」という。）

（飲用井戸等の管理）

第4 市は、設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、飲用井戸等を適正に管理するよう指導するものとする。

(1) 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が入らないように適切な措置を講じること。

- (2) 設置者等は、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）並びに井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。
- (3) 設置者等は、小規模貯水槽水道にあっては、水道法第34条の2に規定する簡易専用水道の管理基準に準じて管理することとし、貯水槽の掃除を毎年1回以上、定期的に行うとともに水の汚染防止に必要な措置等を講ずること。
- (4) 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。

（使用開始前の検査）

第5 市は、設置者等に対し、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の使用を開始する前に、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）に準じた水質検査を行い、これに適合することを確認するよう指導するものとする。

2 前項の水質検査においては、周辺の一般飲用井戸又は業務用飲用井戸の検査結果があつて、その結果が水質基準に適合している場合には、その項目の検査を省略できるものとする。ただし、その場合にあっては、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、硬度、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度の項目（以下「13検査項目」という。）については検査を行うものとする。

（定期の検査）

第6 市は、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の設置者等に対し、水質基準項目のうち、13検査項目並びに周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項について、毎年1回以上、水質検査を行うよう指導するものとする。

2 前項の水質検査では、一般飲用井戸においては設置者等が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置したものは除くものとするが、その場合にあっては、設置者等は毎年1回以上、定期の検査を行うことが望ましい。

3 市は、小規模貯水槽水道の設置者等に対し、給水栓における臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の項目について、毎年1回以上、水質検査を行うよう指

導するものとする。

（臨時の検査）

第 7 市は、設置者等に対し、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたときは、速やかに水質基準項目のうち必要な項目について水質検査を行うよう指導するものとする。

（検査の依頼）

第 8 市は、設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第 20 条第 3 項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行うよう指導するものとする。

2 市は、設置者等が小規模貯水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たっては、水道法第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行うよう指導するものとする。

（汚染が判明した場合の措置）

第 9 市は、設置者等に対し、その供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その旨を利用者に周知するとともに市に連絡するよう指導するものとする。

2 市は、設置者等に対し、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合又は有害物質が水質基準以下であっても検出された場合には、市に連絡するよう指導するものとする。

（汚染された飲用井戸等に対する措置）

第 10 市は、設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その原因の把握に努めるとともに、飲用井戸等の利用者の健康保持のため必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤や P F O S 及び P F O A その他有害物質等による汚染が判明した場合には、市は、県その他関係機関と連携し、汚染経路並びに当該物質等の使用及び処分の実態に関する情報の収集及び共有に努めるとともに、当該物質等の適正な管理に関する指導等が行われるよう必要な連絡調整を行うものとする。

（実態の把握等）

第 11 市は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集、整理し、飲用井戸等の設置者並びに使用者に

対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 10 日から施行する。